

○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第百六十一号）
 （抄） 新旧対照条文

◎勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 勤労者財産形成基金（第二十八条―第二十九条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第四十三条・第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 転貸貸付け 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の行う法第九条第一項の貸付けをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 勤労者財産形成基金（第二十八条―第二十八条の十八）</p> <p>第五節 勤労者財産形成助成金等（第二十九条―第二十九条の三）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第四十二条の三―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 分譲貸付け又は転貸貸付け それぞれ独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の行う法第九条第一項第</p>

(預貯金等の額の通知等)

第十三条 (略)

2 3 4 (略)

5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体(法第九条第一項に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)若しくは福利厚生会社(同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。)が行う住宅資金(同条第一項に規定する住宅資金をいう。以下同じ。)の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)の行う同項の住宅資金の貸付け(以下「持家資金貸付け」と総称する。)に關し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。

一 三 (略)

6 (略)

(法第六条第四項第一号口の政令で定める工事)

第十四条の二 (略)

一 四 (略)

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

(法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体)

第十四条の五 法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体

一号の貸付け又は同項第三号の貸付けをいう。

(預貯金等の額の通知等)

第十三条 (略)

2 3 4 (略)

5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体(法第九条第一項第一号に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)若しくは福利厚生会社(同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。)が行う住宅資金(同条第一項第三号に規定する住宅資金をいう。以下同じ。)の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)の行う同項の住宅資金の貸付け(以下「持家資金貸付け」と総称する。)に關し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。

一 三 (略)

6 (略)

(法第六条第四項第一号口の政令で定める工事)

第十四条の二 (略)

一 四 (略)

(新設)

(法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体)

第十四条の五 法第六条第四項第一号二の政令で定める事業主団体

は、事業協同組合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人で、住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第六條第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四條の二十三 法第六條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。以下この條、第十四條の二十五及び第十四條の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六條第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める事由とする。

一 三 （略）

四 法第六條第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次條において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四條第一項に規定する事務代行団体をいう。次條、第十四條の二十六第二号及び第十四條の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六條第九項に規定する払込代行契約をいう。次條、第十四條の三十三及び第十四條の三十五において同じ。）を締結することができないとき 第十四條の三十一各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる事由

五 八 （略）

（削除）

第二十九條 削除

は、事業協同組合、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人で、住宅の建設若しくは購入及び分譲の業務又は住宅資金の貸付けの業務その他勤労者の福祉を増進するための業務を行うものその他厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第六條第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四條の二十三 法第六條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。以下この條、第十四條の二十五及び第十四條の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六條第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める事由とする。

一 三 （略）

四 法第六條第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次條において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四條第二項に規定する事務代行団体をいう。次條、第十四條の二十六第二号及び第十四條の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六條第九項に規定する払込代行契約をいう。次條、第十四條の三十三及び第十四條の三十五において同じ。）を締結することができないとき 第十四條の三十一各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる事由

五 八 （略）

第五節 勤労者財産形成助成金等

（勤労者財産形成助成金）

第二十九條 法第八條の二第一号の政令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサ

「サービス業を主たる事業とする事業主については百人」とする。

2 機構は、法第八条の二第一号に規定する中小企業の事業主（基金の構成員である事業主を除く。）に対し、毎年、当該事業主が勤労者財産形成給付金契約に基づき前年の四月一日からその年の三月三十一日までの期間（以下この条において「算定期間」という。）内に払込みを行った信託金等（当該契約に基づき最初に信託金等の払込みを行った日から起算して七年以内に当該契約に基づき払込みを行った信託金等に限る。以下この項において同じ。）の額（当該契約に基づき信託の受益者等とされた勤労者のうちに、当該算定期間を通じて継続して当該事業主に雇用されていた勤労者（以下この条において「継続雇用者」という。）以外の者がある場合又は継続雇用者で算定期間内にその者のために払込みがあつた信託金等の金額が一万円に満たない者がある場合には、当該払込みを行った信託金等の額から、当該継続雇用者以外の者のために払込みがあつた信託金等の金額の合計額及びその一万円に満たない金額の合計額の合算額を控除した額とする。）に次の各号に掲げる事業主の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する金額の助成金を支給するものとする。

一 常時雇用する勤労者の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、五人）以下である事業主
百分の三十（法第六条の二第一項第六号ロに掲げる場合に該当する当該事業主（次号及び第三号において「特定事業主」という。）にあつては、百分の十）

二 常時雇用する勤労者の数が百人（小売業を主たる事業とする事業主については、五十人）以下である事業主（前号に掲げる事業主を除く。）
百分の十五（特定事業主にあつては、百分の五）

三 前二号に掲げる事業主以外の事業主
百分の七（特定事業主にあつては、百分の三）

3 機構は、基金の構成員である法第八条の二第一号に規定する中

小企業の事業主に対し、毎年、基金（当該事業主が法第七条の十一第一項第三号に規定する構成員事業主である基金に限る。）が勤労者財産形成基金契約に基づき算定期間内に払込みを行った信託金等又は新規預入金等に充てるため、当該事業主が拠出した金銭（当該契約に基づき払込みを行った信託金等又は新規預入金等に充てるために最初に金銭を拠出した日から起算して七年以内に当該事業主が拠出した金銭に限る。以下この項において同じ。）の額（当該契約に基づき信託の受益者等とされた勤労者又は預貯金等に係る受益者とされた勤労者のうちに、継続雇用者以外の者があつた信託金等若しくはその者について払込みがあつた新規預入金等に充てるために当該事業主が拠出した金銭の額が一万円に満たない者があつた場合には、当該事業主が拠出した金銭の額から、当該継続雇用者以外の者に関し当該事業主が拠出した金銭の額の合計額及びその一万円に満たない金額の合計額の合算額を控除した額とする。）に次の各号に掲げる事業主の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する金額の助成金を支給するものとする。

- 一 常時雇用する勤労者の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、五人）以下である事業主
百分の三十（法第六条の三第二項第六号ロ又は第三項第六号ロに掲げる場合に該当する当該事業主（次号及び第三号において「特定事業主」という。）にあつては、百分の十）
- 二 常時雇用する勤労者の数が百人（小売業を主たる事業とする事業主については、五十人）以下である事業主（前号に掲げる事業主を除く。）
百分の十五（特定事業主にあつては、百分の五）
- 三 前二号に掲げる事業主以外の事業主
百分の七（特定事業主にあつては、百分の三）

(削除)

(削除)

(事業主団体の範囲)

第三十条 法第九条第一項の事業主で組織された法人で政令で定めるものは、第十四条の五に規定する事業主団体とする。

(削除)

(勤労者財産形成基金設立奨励金)

第二十九条の二 機構は、基金が設立されたときは、当該基金に対し、奨励金を支給するものとする。

(財産形成貯蓄活用助成金)

第二十九条の三 機構は、法第八条の二第三号に規定する事業主が同号に規定する財産形成貯蓄活用給付金を支払ったときは、当該事業主に対し、当該財産形成貯蓄活用給付金の支払額を限度として、当該支払額に応じて助成金を支給するものとする。

(事業主団体の範囲)

第三十条 法第九条第一項第一号の事業主で組織された法人で政令で定めるものは、第十四条の五に規定する事業主団体とする。

(法第九条第一項第一号の住宅の分譲を受ける勤労者の範囲)

第三十一条 法第九条第一項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものは、分譲貸付けに係る貸付金により建設され、又は購入される住宅の譲受けの申込みの日前一年以上の期間にわたつて当該契約に基づく法第六条第一項第一号に規定する預入等、同項第二号に規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二に規定する保険料の払込み、同項第三号に規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同条第二項第一号に規定する預入等、同項第二号に規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号に規定する預入等、同項第四項第一号に規定する預入等、同項第二号に規定する保険料の払込み、同条第四項第一号に規定する預入等、同項第二号に規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号に規定する保険料の払込み(以下「定期預入等」と総称する。)に係る金銭の払込みがあつた者で、当該申込みの日においてその者について持家資金貸付け(その者の住所に存することとなる住宅に係るものに限る。)が行われて

(削除)

(福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲)
第三十一条の二 法第九条第一項第一号の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する勤労者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。

(削除)

(法第九条第一項第二号の住宅の分譲を受ける勤労者の範囲)
第三十一条の三 法第九条第一項第二号の勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものは、機構の行う同号の貸付けに係る貸付金により建設される住宅の譲受けの申込みの前一年以上の期間にわたって当該契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みがあつた者で、当該

申込みの日においてその者について持家資金貸付け(その者の住所に存することとなる住宅に係るものに限る。)が行われていないものとする。

(住宅資金の貸付けを受ける勤労者の範囲)

第三十一条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 住宅資金の貸付けの申込みの日(以下「貸付申込日」という。)の二年前の日から貸付申込日までの期間内に、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく法第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号のニイに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同条第二項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する

(住宅資金の貸付けを受ける勤労者の範囲)

第三十二条 法第九条第一項第三号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 住宅資金の貸付けの申込みの日(以下「貸付申込日」という。)の二年前の日から貸付申込日までの期間内に、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行ったことがあること。

保険料の払込み、同条第四項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定する保険料の払込み（以下「定期預入等」と総称する。）に係る金銭の払込みを行つたことがあること。

二・三（略）

四 前三号に掲げる要件のほか、住宅（当該勤労者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該勤労者について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の法第九条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の貸付けが行われていないこと。

（福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲）

第三十二条 法第九条第一項の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する勤労者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。

（法第九条第一項の貸付限度額）

第三十三条 法第九条第一項の政令で定める額は、四千万円とする。

（機構の行う貸付けに係る負担軽減措置）
第三十五条

二・三（略）

四 前三号に掲げる要件のほか、住宅（当該勤労者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該勤労者について、分譲貸付け若しくは機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け又は共済組合等の行う法第十五条第二項の住宅の分譲が行われていないこと。

（法第九条第一項第三号の貸付限度額）

第三十三条 法第九条第一項第三号の政令で定める額は、四千万円とする。

（機構の行う貸付けに係る負担軽減措置）

第三十五条 分譲貸付けを受けようとする者が講ずべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、次の各号に掲げる措置その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置とする。
一 当該分譲貸付けに係る貸付金により建設し、又は購入する住宅（分譲貸付けに係る貸付金により当該住宅の用に供する宅地

又はこれに係る借地権を取得する場合における当該宅地又は借地権を含む。以下この項及び次項において「分譲住宅」という。)

()の譲渡価額を、当該分譲住宅の建設費又は購入費(当該分譲住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得費を含む。)、当該分譲住宅の建設又は購入(当該分譲住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。)のために借り入れた資金の利息等を勘案して厚生労働省令で定める額以下の額とすること。

二 当該分譲住宅の対価の支払は、分譲貸付に係る勤労者の退職その他の厚生労働省令で定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次に掲げる要件を満たす割賦支払の方法によること。

イ 割賦支払の開始の日から十年以上の期間にわたつて、毎年の割賦金の額のうち分譲住宅貸付相当額(当該分譲住宅に係る分譲貸付に係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)に係る割賦金の額は、当該分譲貸付に係る貸付金の利率を割賦金の算定の基礎とされる金利に相当する率として計算した場合の額から(1)又は(2)に掲げる場合に就いてそれぞれ(1)又は(2)に定める額を控除した額以下の額とすること。

(1) 分譲貸付を受けようとする者が中小企業の事業主(その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう。以下この号において同じ。)又は中小企業の事業主団体(その構成員である事業主のうち厚生労働省令で定める割合以上の事業主が中小企業の事業主である事業主団体をいう。 (2)において同じ。)である場合、分譲住宅貸付相当額の一・五パーセントに相当する額

(2) 分譲貸付を受けようとする者が中小企業の事業主以外の事業主又は中小企業の事業主団体以外の事業主団体であ

転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、当該転貸貸付けに係る住宅資金の償還を、当該転貸貸付けに係る勤労者の退職その他の厚生労働省令で定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次の各号に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとする。その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置とする。

一 割賦償還の開始の日から五年以上の期間にわたつて、毎年の割賦償還金の額（転貸貸付相当額（当該勤労者に係る転貸貸付けに係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（次号において「増額貸付けを行う場合」という。）には、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率として計算した場合の額から転貸貸付相当額の一パーセントに相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円）を控除した額以下の額とすること。

二 償還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額についての償還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

2| (略)

る場合 分譲住宅貸付相当額の二パーセントに相当する額
ロ 分譲住宅貸付相当額の割賦支払の期間を当該分譲貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること

2 分譲貸付けを受けようとする事業主団体が前項に規定する措置の全部又は一部を講じていない場合において分譲住宅の分譲を受けようとする勤労者を雇用する事業主が講ずべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、前項に規定する措置を勘案して厚生労働省令で定める措置とする。

3 転貸貸付けを受けようとする者が講ずべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、当該転貸貸付けに係る住宅資金の償還を、当該転貸貸付けに係る勤労者の退職その他の厚生労働省令で定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次の各号に掲げる要件を満たす割賦償還の方法によることとする。その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置とする。

一 割賦償還の開始の日から五年以上の期間にわたつて、毎年の割賦償還金の額（転貸貸付相当額（当該勤労者に係る転貸貸付けに係る貸付金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を上回る額により当該住宅資金の貸付けを行う場合（次号において「増額貸付けを行う場合」という。）には、当該割賦償還金の額のうち転貸貸付相当額に係る割賦償還金の額）は、当該転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率として計算した場合の額から転貸貸付相当額の一パーセントに相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円）を控除した額以下の額とすること。

二 償還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額についての償還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。

4| (略)

(削除)

第三十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う
(勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等)

(勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等)

第三十六条 分譲貸付け又は機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け(以下この条、第三十七条の二第一項及び第三十八条第一項において「分譲貸付け等」という。)に係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる当該分譲貸付け等に必要資金の調達に係る金利、当該分譲貸付け等に係る貸付金による住宅の建設又は購入(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。)及び当該住宅の分譲に伴う費用等を勘案して、機構の業務方法書で定める率とする。

2 分譲貸付け等に係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものをいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)の購入に係る貸付金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。以下この項において同じ。)にあつては三十五年以内とし、既存住宅(購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項並びに同条第三項及び第四項において同じ。)の購入に係る貸付金にあつては二十五年以内(厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内、当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内)とする。

3 分譲貸付け等に係る住宅(既存住宅を除く。)は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

第三十七条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う

法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一條に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五條第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九條第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五條第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。

法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。ただし、当該貸付けに係る勤労者の住所に存することとなる住宅以外の住宅の建設又は購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）及び当該住宅の改良に係る貸付金については、貸付基準利率を下回らない範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。

一 七百万円以下の金額 次のイからハまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率

イ 当該貸付けの日から起算して二年を経過する日までの期間 貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ロ 当該貸付けの日から起算して五年を経過する日（ハにおいて「五年経過日」という。）までの期間（イに掲げる期間を除く。） 貸付基準利率から年一パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ハ 五年経過日後の期間 貸付基準利率
二 七百万円を超える金額 貸付基準利率

2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一條に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五條第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九條第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五條第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる

2| 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条
第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建
設又は新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に
供したくないものをいう。以下この項において同じ。）の購
入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地
権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては三十五年以内とし、
既存住宅（購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項
において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅
地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつて
は二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該
当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内）とし、住宅
の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

3・4 (略)

第三十七条

転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政
法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け
を受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを
受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合におけ

転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第
一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎と
し、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又
は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率をいう
⁹⁾

3| 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条
第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建
設又は新築住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地
又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては
三十五年以内とし、既存住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用
に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。
）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定め
る基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内、
当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令・国土
交通省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内）と
し、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

4・5 (略)

第三十七条の二 分譲貸付け等に係る貸付金により建設し、又は購
入した住宅の分譲を受けた勤労者が、災害その他特別の事由によ
り、当該住宅の対価の支払が著しく困難となつた場合における当
該分譲貸付け等の貸付けの条件の変更に関しては、機構の業務方
法書で定めるところによる。

2| 転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政
法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け
を受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを
受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合におけ

る当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に關しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条 第三十条から前条までに規定するもののほか、転貸貸付けに關しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

2 第三十六条に規定するもののほか、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付けに關しての同条第三項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、沖繩振興開発金融公庫が法第十条第二項本文の住宅資金の貸付け及び同項ただし書の貸付けを併せて行う場合における当該貸付けに係る貸付金の限度額その他独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに關しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖繩振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(教育融資)

第三十九条の二 機構は、法第十条の三第一号に掲げる勤労者に対してはその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同条第二号に掲げる事業主に対しては同号に規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同条第三号に掲げる事業主団体に対しては同号に規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で同条第一号から第三号までに定める資金を貸し付けるものとする。

2 法第十条の三第一号の政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後期課程、

る当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に關しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条 第三十条から前条までに規定するもののほか、分譲貸付け等及び転貸貸付けに關しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

2 第三十七条に規定するもののほか、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付けに關しての同条第三項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、沖繩振興開発金融公庫が法第十条第二項本文の住宅資金の貸付け及び同項ただし書の貸付けを併せて行う場合における当該貸付けに係る貸付金の限度額その他独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに關しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖繩振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(教育融資等)

第三十九条の二 機構は、法第十条の三第一項第一号に掲げる勤労者に対してはその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同号ロに掲げる事業主に対しては同号ロに規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で、同号ハに掲げる事業主団体に対しては同号ハに規定する勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の五倍に相当する額の範囲内で同号イからハまでに定める資金を貸し付けるものとする。

2 法第十条の三第一項第一号イの政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後

盲学校、聾学校又は養護学校の高等部、専修学校その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。

3 (略)

(削除)

期課程、盲学校、聾学校又は養護学校の高等部、専修学校その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。

3 (略)

第三十九条の三 機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る貸付金の利率は、第三十七条第二項に規定する貸付基準利率（以下「貸付基準利率」という。）に相当する率として機構の業務方法書で定める率とする。

2 第三十七条第三項及び第四項の規定は、機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る貸付金の償還期間及び住宅の基準について準用する。この場合において、第三十七条第三項及び第四項中「厚生労働省令・国土交通省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の行う法第十条の三第一項第二号の貸付けに係る事業主及び勤労者に関する事項その他当該貸付けに関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十九条の四 法第十条の三第二項の政令で定める措置は、同条第一項第二号イからハまでに定める事業主が、同号イからハまでに掲げる者から貸付けを受けた住宅を、当該貸付けを受けた住宅の家賃の額に三分の二を乗じて得た額を超えない額の家賃で、その雇用する勤労者に貸し付けることとする。

(事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲)

第四十二条の三 法第十四条の二第一項の政令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

2 法第十四条の二第一項の政令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス

(削除)

(削除)

(削除)

(事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲)

第四十三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)とする。

2 法第十四条第一項の政令で定める数は、三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)とする。

(船員に関する特例)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、第三十二条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対してその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、同条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

附則

(削除)

業を主たる事業とする事業主については百人)とする。

(機構が行う事業主団体への助成)

第四十二条の四 機構は、法第十四条の三に規定する法人である事業主団体に対し、法第十四条の二の委託の普及を促進するための措置に要する経費について、助成金を支給するものとする。

(公務員に関する特例等)

第四十三条 法第十五条第二項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものは、共済組合等の行う同項の分譲に係る住宅の譲受けの申込みの日前一年以上の期間にわたつて当該契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みがあつた者で、当該申込みの日においてその者について持家資金貸付けが行われていないものとする。

(船員に関する特例)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、第三十一条の二中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対してその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、同条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

附則

(地方公務員に係る勤労者財産形成持家融資に関する暫定措置)

2 地方公務員が機構から法第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受け

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置)

2| 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」という。)が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主(その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう。附則第五項において同じ。)に雇用される勤労者(その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第五項において同じ。)に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅(当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。)(の建設又は購入(第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。))に係るもの(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。)(の利率は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 七百万円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に

ける場合においては、当該地方公務員の属する地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する地方公務員にあつては、当該都道府県)は、機構に対し、当該貸付けに係る貸付金の利率が当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を下回ることとなる場合において必要となる経費その他の当該貸付けに係る経費として厚生労働大臣が総務大臣と協議して定める経費に相当する金額を交付することができる。

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置)

3| 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」という。)が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主(第三十五条第一項第二号イ(1)に規定する中小企業の事業主をいう。附則第六項において同じ。)に雇用される勤労者(その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第六項において同じ。)に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅(当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。)(の建設又は購入(第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。))に係るもの(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。)(の利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 七百万円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に

応じ、それぞれイ及びロに定める率

イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（ロにおいて「五年経過日」という。）までの期間 貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 (略)

3 (略)

4 沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十六条第四項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項及び第三項」として同項の規定を適用する。

5 附則第二項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）において機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合す

応じ、それぞれイ及びロに定める率

イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（ロにおいて「五年経過日」という。）までの期間 第三十七条第一項第一号イに定める率以内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 (略)

4 (略)

5 沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項及び第四項」として同項の規定を適用する。

6 附則第三項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）において機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合す

るもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

6| 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第四項の規定にかかわらず、第三十六条第四項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）及び第三項」として、同項の規定を適用する。

7| （阪神・淡路大震災に係る勤労者に対する利率、償還期間等に関する特例）
（略）

8| 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条の規定の適用については、同条第一項第二号中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

9| 復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものの利率は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分さ

るもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

7| 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第五項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）及び第四項」として、同項の規定を適用する。

8| （阪神・淡路大震災に係る勤労者に対する利率、償還期間等に関する特例）
（略）

9| 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」と、同条第四項中「前項」とあるのは「附則第九項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

10| 復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものの利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区

れた金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 貸付基準利率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 (略)

10] 前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るものを除く。）

に対する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、附則第二項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項及び附則第九項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第九項第一号に定める率を超える場合にあつては、同号に定める率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。」と、同号口中「貸付基準利率」とあるのは「附則第九項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第九項第一号に定める率に相当する率）」とする。

11] 復旧期間に沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政

法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付に係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第四項及び第六項の規定にかかわらず、第三十六条第四項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十

分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上当該各号に定める率以下の範囲内で、それぞれ機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 (略)

11] 前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るものを除く。）

に対する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、附則第三項中「第三十七条第一項本文」とあるのは「第三十七条第一項本文及び附則第十項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第十項第一号に定める率を超える場合にあつては、同号に定める率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。」と、同号口中「貸付基準利率」とあるのは「附則第十項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第十項第一号に定める率に相当する率）」とする。

12] 復旧期間に沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政

法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付に係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第五項及び第七項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十一

の規定により読み替えて適用する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）、附則第三項及び附則第九項」として同項の規定を適用する。

（勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）

12| 法附則第二一条の規定により機構が沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二一条の規定に係る沖繩振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

項の規定により読み替えて適用する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）、附則第四項及び附則第十項」として同項の規定を適用する。

（勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）

13| 法附則第二一条第二項の規定により機構が沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二一条第二項の規定に係る沖繩振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。